

商品名 (愛称)	相続専用定期預金
販売対象	当金庫または他の金融機関等において相続により取得した資金(相続預金・保険金等。以下「相続預金等」と言う。)を預入れいただける個人の方。
期間	3年
預入	(1)預入方法 : 一括預入 (2)預入金額 : 100万円以上かつ相続預金等の範囲内 (3)預入単位 : 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
利息	(1) 適用利率 固定金利とし、スーパー定期[複利型]の店頭表示金利(年利)に0.15%を上乗せした金利を約定利率として初回満期日まで適用します。ただし、金利情勢の変化により、上乗せ幅は見直しする場合があります。 自動継続後は、継続時のスーパー定期預金(300万円未満はスーパー定期、300万円以上はスーパー定期300)の預入期間に応じた店頭表示金利が適用されます。 (2) 利払方法 満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算。
税金	・利息には復興特別所得税を含め、税率 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
特約事項	・原則自動継続型となりますが、預入金額 1,000 万円以上の場合は自動継続とはなりません。 ・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率)。 ・マル優もご利用いただけます。
中途解約時の取扱い	・原則として、満期日前に解約することができません。 ・満期日前に解約する場合、別紙「定期預金の中途解約利息一覧」の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヶ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は当金庫ウェブサイトをご覧ください。または、窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	・金利情勢に大幅な変動があった場合には、金利の優遇内容を見直しさせていただきますことがあります。

預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)。
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融 共通)」をご覧ください。